

札幌市藤野地区センターの管理に関する協定における新型コロナウイルス感染症拡大に関する  
確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び札幌市藤野地区センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市藤野地区センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、新型コロナウイルスに起因すると認められる収入の減少又は経費の増加があったため、これに相当するものとして、甲は乙に対し「金 826,887 円」を支払う。

第 2 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 2 年 10 月 14 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元克広



(乙) 札幌市南区藤野 2 条 7 丁目 2-1  
札幌市藤野地区センター運営委員会  
代表者 会長 吉田健



## 札幌市藤野地区センターの管理に関する協定における新型コロナウイルス感染症拡大に関する 確認書

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス」という。）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付で札幌市（以下、「甲」という。）及び札幌市藤野地区センター運営委員会（以下、「乙」という。）が締結した札幌市藤野地区センターの管理に関する協定（以下、「協定」という。）第 7 条、第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、札幌市藤野地区センター管理業務等仕様書（以下、「仕様書」という。）に定める要求水準を満たさない場合の取扱いについて協議を行い、次のとおり合意したことと確認する。

第 1 条 業務仕様書第 4-3-(3) の「地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）」の開催に関して、令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第 2 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 3 年 3 月 31 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市

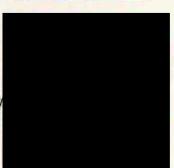
代表者 市長 秋元克広



(乙) 札幌市南区藤野 2 条 7 丁目 2-1

札幌市藤野地区センター運営委員会

代表者 会長 吉田健一





札幌市藤野地区センターの管理に関する協定における  
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付で札幌市（以下「甲」という。）及び札幌市藤野地区センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市藤野地区センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 7 月 11 日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、新型コロナウイルスに起因すると認められる収入の減少又は経費の増加があったため、これに相当するものとして、甲は乙に対し「金 1,276,628 円」を支払う。

第 2 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 3 年 12 月 1 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元克広



(乙) 札幌市南区藤野 2 条 7 丁目 2-1  
札幌市藤野地区センター運営委員会  
代表者 会長 吉田健





札幌市藤野地区センターの管理に関する協定における  
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例  
(昭和 48 年条例第 49 号) 第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付で札  
幌市（以下「甲」という。）及び札幌市藤野地区センター運営委員会（以下「乙」という。）  
が締結した札幌市藤野地区センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 26  
条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 3 年 7 月 12 日から令和 3 年 10 月 14 日に発  
生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、新型コロナウイルスに起因すると認め  
られる収入の減少又は経費の増加があったため、これに相当するものとして、甲は乙  
に対し「金 951,588 円」を支払う。

第 2 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と  
乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1  
通を所持する。

令和 4 年 1 月 25 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市

代表者 市長 秋元克広



(乙) 札幌市南区藤野 2 条 7 丁目 2-1

札幌市藤野地区センター運営委員会

代表者 会長 吉田健一





## 札幌市藤野地区センターの管理に関する協定における 新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び札幌市藤野地区センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市藤野地区センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 7 条、第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、札幌市藤野地区センター管理業務等仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定める要求水準を満たさない場合の取扱いについて協議を行い、次のとおり合意したことを見認する。

第1条 業務仕様書第4-3-（3）の「地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）」の開催に関して、令和 3 年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第2条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 4 年 3 月 31 日

（甲） 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市

代表者 市長 秋元克広



（乙） 札幌市南区藤野 2 条 7 丁目 2-1

札幌市藤野地区センター運営委員会

代表者 会長 吉田健





## 札幌市藤野地区センターの管理に関する協定における費用見直しに関する確認書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び札幌市藤野地区センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市藤野地区センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 4 年 1 月から令和 5 年 3 月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

**第 1 条** 協定により乙が管理する施設において、令和 4 年 1 月 27 日から令和 4 年 10 月 31 日までの期間における、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止を理由とした貸室利用のキャンセルに係るキャンセル料返金等対応に伴う利用料未収額・減収額分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 285,230 円」を支払う。

**第 2 条** 協定により乙が管理する施設において、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 797,495 円」を支払う。

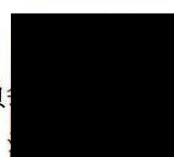
上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 3 月 27 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元克広



(乙) 札幌市南区藤野 2 条 7 丁目 2-1  
札幌市藤野地区センター運営委員会  
代表者 会長 吉田健



札幌市藤野地区センターの管理に関する協定における  
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び札幌市藤野地区センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市藤野地区センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 7 条、第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、札幌市藤野地区センター管理業務等仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定める要求水準を満たさない場合の取扱いについて協議を行い、次のとおり合意したことと確認する。

第 1 条 業務仕様書第 4-3-（3）の「地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）」の開催に関して、令和 4 年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第 2 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 3 月 29 日

（甲） 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克広



（乙） 札幌市南区藤野 2 条 7 丁目 2  
札幌市藤野地区センター運営  
代表者 会長 吉田 健

